

# 関釜裁判ニュース

1994.10.1 2004

第7号

釜山「従軍慰安婦」女子  
勤労挺身隊、公式謝罪等  
請求事件戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子・入江清弘

郵便振替 福岡4-47678  
(関釜裁判を支援する会)

関釜裁判とは、一九九二年  
十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市  
などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊  
の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国  
会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求め  
て、国を相手に提起した裁判である。

イ スンドク  
李順徳さんつらい過去を語る

## 初の本人尋問 第六回口頭弁論

松岡澄子

九月五日の第六回口頭弁論は、初の本人尋問であった。裁判長前の証人席に立ったのは光州市の李順徳さん。クリーム色のチマチヨゴリ姿に民族を賭けてのコトの重大さが窺える。李順徳さんと法廷通訳の金東和氏の真実を述べる旨の「宣誓書」サインは今までの意見陳述とは違う法廷審理の緊張感を感じさせる。

李弁護士は優しく語りかける尋問に順徳さんは恥かし気に詰まりながら答えていく。(内容は3頁の陳述書参照)五十年以上も昔のつらくて悲しい生々しい出来事を、加害国日本の裁判所という司法権力そのもの

の中で、さらけ出さなければならぬ苦渋が傍聴している私にも伝わってくる。聞いている方も辛く苦しい。慰安婦裁判の「本人尋問」とは非情なものだ。しかし、この非情を越さずして裁判はあり得ないのだと言いつける。

上海での慰安婦生活へと尋問が進み、慰安所だった粗末な小屋の絵(順徳さんの説明をもとに弁護士が描いた絵)を見た途端、順徳さんは大変興奮し、日本刀で切られた背中が痛いと言いき出した。傍聴席からすすり泣きが聞こえる。尋問不能で10分の休憩となる。



李順徳さん。裁判所で。

水で頭を冷やし、偶然おられた傍聴者の医師が脈をとり、金文淑さんが世話をし、李金珠さんが祈り、精神的に支える。弁護士が心配して見守るといふ構図が都合二回展開された。

一時はどうなることかと案じた本人尋問であったが、「慰安婦生活が原因で子供も出来ず、一生が台無しになった。補償金を

積まれても体は元には戻らないが、まとまった補償金でたまにはいい服も買いたいし、薬を買い、傷の治療をしたい。補償金がない限り、私の戦後は終わらない。それをも拒否するならば、偉い人の前で首を切つて自決したい。」堂々と最後を締めくくつた李順徳さんであった。

国側代理人から、裡里の旅館への連行、上海行きの中での見張り、慰安婦に対する注射。食事の件が確認尋問され、又現在の生活での新聞、TVによる情報収集等について質問があり、李順徳さんに対する全ての本人尋問が終了した。

弁護士のための自席に戻った彼女はしばし号泣した。過去の慰安婦生活への恨み、惨めさ、怒り。未だに誠実に対応しない日本政府に対する告発。本人尋問の緊張感から解放された安堵等、さまざまな思いが複合したであろう号泣が法廷内に響き渡り、同席した者の臓腑へ染み渡っていったことであろう。私は「ごめんなさい」「お疲れさま」「よくがんばりました」の気持をこめて李順徳さんを見つめていた。

下関バプテスト教会での報告集会で山本弁護士から今回、国が提出した準備書面の

中で、富士の不二越鋼材工業に勤労挺身隊として働いた柳下さんから三人について同工場の厚生年金保険者の記録に、年金手帳番号が記載されていたため、働かされた事実を認めたと報告があった。法廷通訳をめぐる意見交換の後、金文淑さんから首相談話に関するアピールがあり、九月四日の福岡での集会、デモで採択された抗議文を読み上げて報告集会を閉会した。



左から金文淑さん、李順徳さん、李金珠さん（9月4日、福岡市・聖園公園で）

㊦ 振替用紙ウラ便り



わが国も戦争責任をとって再出発してくれたら、  
若者達もどんほにか清々しい  
気持ちで、アジアの人々と向き  
あえることでしょう。

（福岡市西区/A・Iさん）

私は7才、11才の時の性暴力被害者です。  
スイスの精神科医・アリス＝ミラーが言う  
ように、私は今43才ですがウツ病になっ  
てその後遺症と闘っています。

同じ国民として、父の世代のハルモニ  
達にやったことにわびるすべがなく、ただ  
ただ恥かしい日本であることです。

「同じ人間として」心から応援していま  
す。体に気をつけて、ゆっくり  
ゆっくりがんばって下さ  
いますよう。

（佐賀県/M・M  
さん）



# 陳述書

李順徳

## 一 生いたち

私は一九一八年陰曆一〇月二〇日、全羅北道裡里郡の慕縣(モヒョン)という村の農家で生まれました。父母と私と三歳下の弟の四人家族で、家は小作地も無く、他の農家の賃仕事で生計をたて、大変貧しい暮らしでした。部屋が一つしかない藁葺きの家に一家で住み、私も弟も一度も学校に行つたことがなく、私は家事をまかされていました。

## 二 甘言にのせられて

私が上海に連れて行かれたのは、一九三七年の春、数えで一九歳(満一八歳)のときのことです。叔母の話では私が生まれた年は一九一九年だとのことですので、それが本当なら満一七歳の時に連れて行かれたこととなります。その日私は夕食の準備のため、村の畑の畦道で蓬を摘んでいました。当時の朝鮮の田舎では食べるものがない貧しい農民はよく蓬を摘んで麦飯を少し混ぜて食べたのです。そこに三〇四〇歳位の見知らぬ朝鮮人の男が来て、「そんな事をしているよりも、自分についてくれば、履物

もやるし着物もやる。腹一杯食べれるところに連れて行ってやる」と誘いました。私はそのとき履物もなく草鞋をはいていましたし、空腹を癒すことに精一杯だったので、ついその男の言葉に乗せられ、何も考えずについて行くことにしました。私は父と母に挨拶してから行きたいと言いましたが、男は時間がないと言って私の手をとって引張りました。当時男から手を取られるというのは大変なことなので、私は驚き、恐ろしくて、恥ずかしくて、そのまま泣きながら連れて行かれてしまいました。

## 三 上海へ

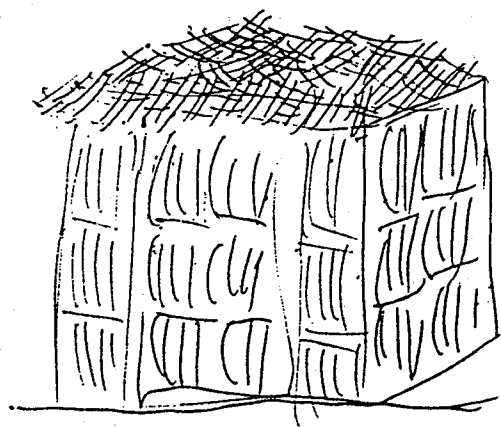
私は、裡里邑の旅館まで一時間位早足で歩いて連れて行かれました。旅館には私と同じように連れて来られた人が一四〇五人いて、一緒に夕食を食べました。皆、私と同じような農家の娘で、誰もどこに何のために連れて行かれるのか分からず、泣いていました。その夜はみんな一部屋で寝ました。私は一晩中泣いて一睡もできませんでした。私が、部屋の外から鍵がかけられていて逃げることも出来ませんでした。翌日になると私を連れてきた朝鮮人の男の姿は見え、代わりに日本人の男が三人いました。男たちはカーキ色の服を着てゲートルを巻

き、腰にサーベルをぶらさげていました。私たちは朝食後その日本人達に連れられて旅館を出て三〇分ほど歩いて裡里駅に着き、どこに行くかも告げられないまま汽車に乗せられました。汽車の中で二回寝て、上海の駅に着きました。上海に着いて食事をした後、幌のないトラックの荷台に乗せられました。日本人の一人は運転手の横に座り、残りの二人は私たちと一緒に荷台に乗りました。運転手も日本人で他の三人と同じ服装をしていました。

## 四 慰安婦小屋

約三時間位トラックに乗って日本陸軍の駐屯地に連れて行かれました。そこには大きな軍用テントがあり兵隊たちが住んでいました。軍用テントの近くにむしろの壁に萩を編んで作った屋根の小さな小屋が転々とたっていて、私たちはひとりずつばらばらにそこに入れられました。小屋は畳二三枚位の広さで床は枯れ葉の上に竹で編んだ敷物を敷いてその上に国防色の毛布が掛けてあり、雨が降ると雨水が沢山漏れてきました。私は軍服と同じ色の上着とモンペを支給され、最初の三日間は何もなく、その小屋で休んでいました。その間に血液検査と「六〇六号」と言われる注射をされま

した。注射されたとき朝鮮人の軍人が一緒に入ってきたので、何の注射かと聞いたら、妊娠をしないための注射だと言われましたが、その時の私にはそれが何を意味するかも理解出来ませんでした。



李順徳さんの聞きとりで、弁護士の描いたもの（編集部）

## 五 慰安婦となる

四日目にミヤザキという名の年配の将校が入ってきて、私を「カネ子」と呼び、一緒に寝ようと言いました。嫌だというと「大丈夫、何でもないから怖がるな」と言っていて抱きついてきました。その将校は私を無理やり押し倒して犯し、それから三日間毎晩やってきました。彼の軍服には星が三個

ついていて、そこにいた軍人の内で一番位の高い人だったと思います。ミヤザキは土曜日には自分がかかるので他の兵隊の相手はするなと言いました。

## 六 六〇六号の注射

最初の三日はミヤザキの相手だけをさせられました。その次の日にはたくさんの兵隊が私の小屋の前行列をつくり、次から次へと私を犯しました。抵抗しようとしたので、横になって男たちにされるままになっていました。それから毎日たくさんの兵隊の相手させられるようになりました。朝の九時ころから、平日には八、九人、日曜日には一五、一六人の兵隊の相手をしました。私は連れて来られたときにはまだ生理がなく、約一年後に始まりましたが、生理のときにも部屋の中においたバケツの水で洗いながら男の相手をさせられました。軍人のなかにはサックを使う人も使わない人もいました。生理の時だけサックをする人もいました。私は最初サックというものがよくわからなかったの、兵隊が置いて帰ったものを風船だと思って膨らましたことがあります。「六〇六号」の注射は二週間に一回打たれました。いつも星二つの軍服の

同じ人が注射しました。一緒に朝鮮人の軍人が来ましたが、その人の襟章は星ではなく丸が三個ついていました。「六〇六号」の注射以外に検診などはありませんでした。このような生活の中で、お金や軍票をもらったことは一度もありません。チップのようなものももらったことはありません。

## 七 悲惨な監禁生活

風呂はなく、部屋の中でバケツに汲んだ水で体を洗いました。食事は小屋の前に軍人がもってきて鐘を鳴らすので、自分で小屋の中に持ち込んで食べました。食事時に男の相手をさせられていて食事ができないこともよくありました。最初は日本語が分からないといって兵隊たちによく殴られました。一年後には話せるようになりました。監督が厳しくて、他の女性と話をすることもありませんでした。小屋の前に兵隊がいつも見張っているので逃げることもできませんでした。

## 八 たった一つの思い出

こんな生活のなかで、ミヤザキは私に暴力を振るうこともなく、親切にしてくれました。彼は私がチマ（スカート）で顔をふいているのをみて、石鹸とタオル一枚を持っ

てきてくれました。一度だけミヤザキが飛行機に乗せてくれたことがあります。小さなトンボ飛行機で操縦士の外は私とミヤザキの二人だけが乗りました。私は恐ろしくてミヤザキにしがみついていた。私の中の一人だけ一つの楽しい思い出です。私が上海に来てから一年程してミヤザキが日本に帰ることになり、日本について来て自分の妾にならないかと言いました。しかし、私は故郷に帰りたいので嫌だと言って断りました。

## 九 軍靴で蹴られる

解放の二ヶ月前、ある将校が自分と約束しているのに何故他の男と寝たかと私を責め立て、軍靴で私の腹を力任せに蹴り上げ、刀で背中を斬りつけました。私は卒倒し、気づいてみると見張りの軍人が人を呼びにいて、小屋のなかで治療してくれましたが、一週間は起きることもできませんでした。故郷に帰ってからも傷の治療をしましたが、腹と背中の傷は今もはっきりと残っていて、雨の日には背中は今でも痛み、動きが不自由です

## 一〇 故郷に帰る

結局私は一九四五年の解放の日まで慰安

婦をさせられました。いつもの小屋にいると、小屋の裏の道に沢山の朝鮮人が来て、歓声を上げ「解放だ。帰ろう。」と叫んでいるのが聞こえました。日本の兵隊たちはいつの間にかいなくなっていました。私は最初は解放とは何の意味かわかりませんでした。私が、説明を聞いてわかりました。ここで、その朝鮮人達について帰ることにしました。屋根のない貨車に乗り雨に濡れながら、何日もかかって帰ってきました。

## 一一 再婚を重ねて

家に帰ると、両親はすでに亡くなっています。弟だけが家にいました。両親は私のことを心配し、一生懸命捜し回り、絶望して死んでしまったそうです。弟は私にどこにいたかと聞きましたが、私は本当のことは恥ずかしくて言えず、金持の家で飯炊きをしていたと話しました。その後、農作業の雑用などの賃仕事をして暮らしましたが、一年後に金堤（キムジエ）に住んでいる一七歳年上の男を紹介され、その男の後妻になりました。そこで八年暮らしましたが、夫は死亡し、夫の子供や嫁に出ていくように言われたので、金堤を出ました。その後今の夫を紹介され、再婚して光州に来ました。私が慰安婦をさせられていたことは前

の夫にも今の夫にも話しませんでした。私が裁判を起こしたので、今の夫は人からその話を聞くこともあると思いますが、教育も受けていないし、もう年をとっているのによく理解できないようです。長い間慰安婦をさせられていたためか、私には子供がとうとう出来ませんでした。再婚後婦人科の診療を受けたとき、医者から何か無理をしたことがないかと尋ねられたことがあります。

## 一二 貧しい生活

今は生活保護を受け、政府から月に一五万ウォン（二万円弱）と米の現物支給を受けて夫とふたりで暮らしています。支給される米は一月分が二週間位でなくなってしまう、苦しい生活です。日本政府からは何の補償も受けたことがありませんが、昨年の夏韓国の民間募金から五〇〇万ウォン（約六二万円）を受けとり、やっと一息つきました。いつも頭が痛く、目も良く見え、足がふらつきます。

## 一三 死ぬ前に補償を！

私は、日本が補償するのなら、私が死ぬ前にしてほしいと思います。私が生きているうちなら受け取った金で着物も買えるし、

病院にも行けるし、薬を買うこともできません。私が死んでから補償していったい誰が金を使うのですか。日本政府は補償の代わりに女性自立センターをつくらうと言っているようですがとんでもないことです。個人補償をしないならこのまま総理大臣のところに行つてその前で自殺してやろうとも思いません。

一九九四年八月一八日

以上

これは、裁判所に提出したもので本人尋問の基礎になりました。李順徳さんの陳述を李金珠さんが聴き取り、日本語訳しました。なお、見出しは編集部でつけました。



## 原告滞日記

釜山挺対協・会長、金文淑さんは、ころんで、足のスジを痛めて、一ヶ月以上ギブスをして、寝たきりのような状態だったそうです。八月半ばからようやく歩けるようになり、今回、約四ヵ月ぶりに足に包帯をした痛々しい姿で来日されました。

九月四日の集会、デモでは、終始先頭に立って頑張られました。夜は足がはれて辛そうでした。

五日裁判が終つてから「裁判なんかしたつて意味がないんじゃないか」と、失望と怒りを込めて、言われました。

この裁判をおこす為に、体力と財力をつぎ込まれた、金文淑さんに、このような思いを抱かせたことは、社会党首班内閣なのに、何一つ前進していない現実と、それを許している私達の問題でもあるのではないかと、苦い思いをかみしめました。

李順徳さんは、裁判当日の早朝五時前から李金珠さんと本人尋問の練習をしていましたが、つまったり、トンチンカンになったり、すぐ思考そのものができなくなつて、朝食の時は、すっかり元気がなくなつて、「オレの頭はよくたたかれたから、壊れてしまっているよ。」。朝の練習の時は

手が熱くなつていて、ビククリしましたが、出発する時（十時）は、ハツとするほど冷たくて、今日の裁判をやるのかしら、順徳さんは下関まで行けるのかと心配しました。

私は、仕事の都合で、裁判の傍聴に、まだ行けていないのですが、傍聴にいった人達から「ちゃんとやれたよ」と聞いて、マジに神様が助けてくれたと思いました。

翌日、すっかり、リラックスした李順徳さんは「オレはちゃんと考えているよ。

カネがでたらな、まず姉さんに（李金珠さん）お礼するよ。裁判費用みな出してもらっているから。そしてまた日本にきて、みんなにお礼するよ。今、光州に来てもらつても貧乏しているから、ごはんも食べさせられないけど、その時は光州においてよ。オレが駅まで迎えに行くから。ごちそうするから。」胸がつまりました。

（花房恵美子）



# 勇気をもってパンドラの箱を開けよう

## 村山首相談話の再考を

花房俊雄

### 一 はじめに

政府は八月三十一日、戦後処理に関する村山首相の談話を発表しました。敗戦五十周年を来年に控えて、歴史資料センターの設立と、戦争被害を被ったアジア諸国との青少年交流事業を柱に来年度から十年間で一千億円規模の「平和友好交流計画」を実施していくことを明らかにしました。焦点の「従軍慰安婦」問題への対応については「幅広い国民参加の道を探求していく」とし、民間からの募金で見舞金を贈る構想を今後も検討していく考えを示し、「個人補償は行なわない」との従来の政府方針を踏襲しました。

戦後補償に取りくんできた社会党の連立政権に期待が強かっただけに、今回の村山談話に深い失望と怒りをおぼえます。

### 二 村山談話に到る攻防（七月八月）

昨年の八月、当時の河野官房長官が、元「従軍慰安婦」に「お詫びと反省」を表明し、その具体化を迫って元慰安婦達を中心に激しい運動がこの五月六月に展開されてきました。そうしたなか、七月に外務省案として報道された「補償に代わる措置」は、未来志向と銘うった、青少年の交流や過去の歴史の共同研究などを図る「アジア交流センター」構想でした。被害当事者への補償を無視してなんの未来志向か、この案は国内外の激しい批判を呼びおこしました。

私達は福岡出身の社会党議員に「アジア交流センター」案の白紙撤回と、個人補償の実現を政府に働きかけてもらうための要請行動に入っていました。七月末にお会

いした渡辺四郎参議院議員は「すでに同趣旨で社会党として政府に申し入れしている。今後とも戦後補償全体の解決のために努力する」と約束されました。引き続き、三重野栄子、松本龍、淵上貞雄、各国会議員に要請を行ってきました。

元慰安婦達の強い反発と、国内外からのきびしい批判の高まりに追いつめられた政府は、なんらかの「償い」をせざるをえなくなり、「見舞金」構想を八月半ば打ち出してきました。民間募金を募って、基金を作り、元慰安婦に見舞金を渡す、事務費は政府が負担するという内容です。

九月の本人尋問に向けて弁護士との打ち合せの為来日していた元慰安婦の李順徳さんは、この報に接するや、「おらは乞食ではないよ。あっちこちから集めた同情の金は要らない。国がちゃんとおらの前に来てあやまって、金を出せばよろこんでもらうよ。早くして欲しい。死んでからでは遅いよ」と民間募金構想に激しい怒りをぶつけました。八月十九日、李順徳さんと支援する会は共同記者会見を行い見舞金構想の白紙撤回と国の責任に基づく個人補償の早期実現をアピールしました。



9月4日、福岡市内での街頭デモ

発表された村山談話は、個人補償に背を向け、民間募金構想の継続を図り、激しい批判をあびた「アジア交流センター」案の具体化としての「平和友好交流計画」でした。元慰安婦をはじめとする戦争犠牲者の批判を一顧だにしないまま、外務省案の具体化を村山首相はつき進もうとしています。

### 三 抗議の緊急抗議デモ

九月五日の第六回口頭弁論のため福岡入りした李順徳さん達と支援する会は、村山談話に対する抗議デモを行いました。緊急の呼びかけにもかかわらず、遠くは大分や佐賀からかけつけた方も含め八十人が集まりました。集会で挺対協釜山協議会の金文淑代表は村山談話をきびしく糾弾し「こうした日本政府の姿勢に対しては、我々は最後まで闘う決意でいる」と語りました。集会後、福岡の繁華街を、李順徳さん、金文淑さん、李金珠さんを先頭にデモ行進し、街頭を歩く市民に国家の加害責任に基づく個人補償を訴えました。

### 四 なぜ国は個人補償をしないのか

国内外の厳しい批判にさらされながら、何故政府は被害者への個人補償をかたくなに拒むのでしょうか。今回の村山談話における戦後処理政策の取りまとめに当たった内閣外政審議室長谷野作太郎氏は、朝日新聞（九月十二日付）のインタビューに次のように答えています。

（要約）「戦後処理に関して日本は連合国や韓国と話し合いを重ね、賠償、財産、請求

権問題の条約を結んで履行してきた。相手の国々は日本から得た資産、モノ、役務を個人補償ではなく国造りに利用し、日本側もこの考えを諒とした。六五年の日韓請求権、経済協力協定で日本が韓国に供与した無償三億ドル、有償二億ドルは当時の日本の国家予算の五%弱、韓国国家予算の一・四五倍だった。中国は賠償を放棄したが、現在中国が受けとる途上国援助（ODA）の五〇%は日本からのものだ。

個人補償という新しい道をとることは、国際法にのっとって誠実に処理してきた日本の立場を覆すことになる。そうなる個人ベースの要求が燎原の火のように広がり、日本側にも恐らく反アジア的な反応が起き、歴史の歯車が一挙に逆戻りしかねない。パンドラの箱を開けたとき、営々と築いてきたアジアとの関係はどうなるか」

誠実に戦後処理をして来たという言葉がしきりに繰り返されるが事実はどうであったのでしょうか。一九五二年サンフランシスコ条約の締結以降始まった日韓会談で、交渉に当たった日本側代表は「日韓併合は両国の合意に基づく正当なものであった。併合によって韓国の近代化がなされた」等の



三十六年間にわたる侵略と植民地支配を正当化する発言を繰り返し、韓国側の強い反発を呼び起こし、度々会談が中断したことは記憶に新しい。強制連行労働者や軍人軍属の被った被害や郵便貯金の未払い等に関する請求に関しても日本政府がもっている一切の資料をひた隠しにして(軍人・軍属の死亡通知すら出していない)資料をもっていない韓国側が事実の提出ができません。これを理由に個人補償を拒否してきました。六五年締結された日韓協定に基づく有償無償五憶ドルは日本側は「独立祝い金」として支払ったものです。こうした不誠実な戦後処理が今なお戦後補償の訴えがやまない原因を作っているのです。

大蔵省は日本の戦後処理を振り返って「日本が賠償交渉で相当の年数をかけて自らの立場(敗戦によって支払い能力がない)を繰り返した結果、賠償協定の締結時期が遅くなり、高度成長期に入った日本は、さほど苦勞せずに賠償を支払うことができた。加えて日本がアジアに経済的に再進出する絶好の足掛かりとなった」(一九八二年編「昭和財政史」第一巻)とし、一九七七年「賠償・準賠償の支払い終了」を確認して、

翌年にはODAの賠償計画を発表しました。こうした政府官僚の発言からも明らかのように、賠償やODAをアジアへの経済進出のための国策として展開してきたのであり、「誠実な戦後処理」などととても恥ずかしくていえない代物です。

五 パンドラの箱を開けよう  
日本政府は戦後一度たりともアジアの戦争犠牲者の痛みを思いをはせることはありませんでした。こうした不誠実な戦後処理の反省に立って、遅きに失した個人補償に今こそ踏みださねばなりません。

アジアの人達との間に真の友好と平和を築きたいと思っている心ある多くの日本人は支持するでしょう。個人補償に踏み切ることによって「反アジア的な反応」が起きる恐れがあるのは国家利益からしか未来を見ることのできない政治家や高級官僚達でしょう。

パンドラの箱を開けねばなりません。多少の混乱が起ころうとも、戦後補償の実現を通して、アジアと日本の未来に「希望」という大きなカードが残るでしょう。

7月6日	外務省、アジア交流センター案発表
7月10日	関釜裁判を支援する会、「アジア交流センター案」白紙撤回と元慰安婦への個人補償を求めるピラをまく
7月16日	在日の元軍属の戦後補償裁判、敗訴
7月17日	外務省、女性自立センター案発表
7月18日	村山首相所信表明で戦後補償への言及なし
7月18日	関釜裁判を支援する会など韓国・在日・フィリピン慰安婦関係等団体、連名で元慰安婦への謝罪と個人補償を求める要望書を村山首相に送付
8月2日	自民党、被爆者援護法の制定に反対
8月4日	河野官房長官談話一周年にあたり、関釜裁判を支援する会など韓国・在日・フィリピン慰安婦関係等四十六団体、元慰安婦への謝罪と個人補償を求める共同声明を発表
8月7日	武村蔵相、元軍慰安婦問題は国民カ
8月12日	ンパ大運動で解決をと表明
8月12日	桜井環境庁長官戦争擁護発言(八月十四日更迭)
8月18日	政府、元慰安婦に民間募金による見舞金構想をうちだす
8月19日	李順徳さんと関釜裁判を支援する会
8月23日	見舞金構想に抗議する共同記者会見
8月23日	朝日新聞、国民の七二%が戦後補償は不十分と考えているとの世論調査結果を発表
8月31日	村山首相談話、戦後五〇周年にあたって、平和友好交流計画を発表、元慰安婦には民間基金で
9月4日	村山首相への緊急抗議集会(警固公園)とデモ(天神)、村山首相に抗議文
9月6日	国際法律家委員会、一人四百万円を
9月17日	村山首相に抗議する集会デモ(東京)

# 戦後処理に関する村山首相談話に抗議する

元「従軍慰安婦」への見舞金構想に反対する緊急抗議行動  
参加者一同

政府は八月三十一日、戦後処理に関する村山首相の談話を発表した。首相は、過去の戦争に「深い反省」を改めて表明。敗戦五十周年を来年に控えて歴史研究事業と青少年などとの交流事業を柱に来年度から十年間で一千億円規模の「平和友好交流計画」を実施していくことを正式に明らかにした。焦点の「従軍慰安婦」問題への対応については「幅広い国民参加の道を探求していく」とし、民間からの募金で見舞金を贈る構想を今後検討して行く考えを示し、「個人補償は行わない」との従来の政府方針を踏襲した。

首相談話の中では、日本の侵略戦争に動員させられた朝鮮半島の軍人・軍属、女子勤労挺身隊をはじめとする強制連行労働者、そしてアジア各地の戦争犠牲者に対する謝罪と補償は一切言及されていない。被害者に対する具体的措置を講じない、戦争責任回避の今回の談話は基本的には外交的取り繕いでしかない。

被害者の訴えに基づく、戦争被害の実相究明に背をむけていかに過去の歴史を研究しようとも、加害責任は明確にされず、一千億円の巨費を投じた「平和友好交流計画」は空しい浪費に終わってしまうだろう。

永野・桜井と続く閣僚の植民地支配と侵略戦争の肯定史観に基づいて、歴代自民党政権は戦争に貢献してきた日本の軍人・軍属に手厚く国家補償を行い、アジアの戦争犠牲者への償いを放置してきた。従来の政府方針を踏襲した「個人補償を行わない。二国間交渉で決着済み」との首相談話は、アジアから切実に求められている日本人の歴史認識の真の転換のための糸口を閉ざすものと言わざるを得ない。

こうした政策の下での民間募金による、元「従軍慰安婦」への見舞金構想は善意と同情を動員した「かわいそうな元慰安婦」への救済運動に墮し、名譽の回復を求める彼女たちを再び傷つけることを恐れる。

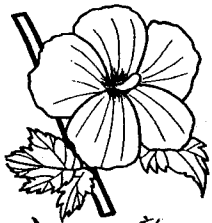
真相究明、謝罪、個人補償を回避して、いかに「謝罪」の言葉や、他の事業でとりつくるうとも戦後補償を求める動きは拡大こそすれ、終わることはないであろう。

敗戦五十周年が「アジアとの真の和解」に踏み出す転換の年となるよう、村山談話の再考を求める。

- 一、「民間募金による見舞金」構想を白紙撤回し、国の責任に基づく元「従軍慰安婦」への謝罪と個人補償をすぐ行え。
- 二、アジアの戦争被害者への個人補償を回避するための「平和友好交流計画」構想を白紙撤回せよ。
- 三、女子勤労挺身隊をはじめ、アジアの戦争被害者すべてに対する謝罪と補償に取り組み。

一九九四年九月四日

福岡市警固公園にて



## 関産裁判を支援する会 会員の方からのお手紙から

訴訟の経験のない私には、読みなれない文にとまどいなからも訴訟とはこんなものかと新しい学習をさせていただきました。それにしても人間性についていろいろと思いめぐらしました。かつて冷酷に支配した人間ばかりが日本人ではなく、熱い心と勇気を持って支援される格様のような人間も日本人、同じ人間であるときっとハルモニさん達の心にも届くことでしょう。

日本人の良心に凱歌が上がる日の一日も早いことを祈っております。  
(富山市/H・Iさん)



# デモに参加して

青木春代

若者の街「天神」で集会が催されたことは若者達に「まだ戦後は終っていない」ことを知らせる為にも良かったと思います。参加者の中に男性が三分の一以上、それも各年代層の人がおられたのは驚きでした。プラカードを各自持って、シユプレヒコールしながら、元「従軍慰安婦」の方を先頭にデモを行いました。体が弱られ、眼も見えない彼女が、車イスで行動されたその勇気に、この集会の重みと責任をスーンと感じました。

私は今までいろんな集会で何十回とデモに参加してきましたが、今回のように一人の同じ「女性」として、「日本人」として身の削られる怒りの思いで歩いたことはありませんでした。

ある女性新聞に「日本は、国家思想として、ドイツにおけるナチスと全く同じだと思ふ：つまり、大和民族・選民思想として朝鮮、台湾：」と書かれていた事を思い出しました。「従軍慰安婦」という名称の如く、軍に従じた人であれば、日本人と同じく「援助」を受けるのが当然のはず。

なぜこれをしていないのか？。日本人だけよければ、他国民の苦しみはどうでもよいというのか？。もし、自分が慰安婦として、いや自分の妻が、愛する娘が、恋人が他国の軍人に強制連行され、女性の大切な「性」を軍の許可のもとに「物」扱いされ、メチャクチャに踏みにじられた時どんな思いが残るだろうか！世界で唯一、慰安婦を強制連行し、従軍させて戦争をした日本軍隊。知れば、知るほど疑問と憤りでいっぱいになりました。

戦争の責任も、人間の悲痛な叫びもまたも見つめようとしないこの日本が経済大国ゆえに国連の常任理事国入りをしようとしていることは、道義上恥ずかしいことだと思えます。私は女性を侮蔑した日本の政治家、日本という国を今のままでは許せません！



参加したみなさん  
ありがとう。

天神でのデモの様子



# 田中宏さんを囲んで

戦後補償の根本的な解決とは？

「日本の戦後責任とアジア」田中宏講演会に先立ち、七月九日十三時三〇分から山本弁護士を基に田中さんを交えて議論した。戦後補償の根本的な解決とはどの様にあるべきか、現在ある援護法との関わりはどうか、等々。「戦後補償」といった漠然とした概念が、ある形を持ってイメージされるようになった。以下報告したい。

まず、山本弁護士から、「謝罪・賠償基本法」（旧大日本帝国による植民地支配及び侵略戦争被害者に対する謝罪と賠償に関する法律）の制定と援護法の抜本的改正を組み合わせるのがいいのではないか、という提案がなされた。謝罪に関していえば、既に一九四五年十二月一日に衆議院で「戦争責任二閣スル決議」がされてはいる。しかし単に決議し、十数人の議員が戦争責任を取り辞職したにとどまっている。謝罪は補償を伴ってこそ生きてくるのである。謝罪・補償の対象の範囲（時間的、場所的、人的）をどの様にするのかも大きな問題である。また、合わせて戦争の再発防止のための「記念事業」や「教育事業」も必要で

ある。

援護立法の全面改正については、国籍条項の全面撤廃、居留地の要件の改正、植民地支配被害者の適用範囲の拡大、空襲被害者への適用、階級による差別の撤廃、などが考えられる。恩給法は、「未亡人」が再婚すると支給は打ち切れ、一人でいる期間が長いほど、一定期間毎の一時金の額が上がるという様に「死んだ夫に対する貞操」を支給の基準とする女性差別的一面も持っている。財源については、年間二兆円の予算もあることだから対象者の見直しと、その配分方法を変えればいい事になる。

企業の責任については、加害企業から特別税を徴収するといった事も考えられる。

田中さんからは、以下のような指摘があった。当時中国に一三五の日本企業の事業所があり、中国人を徴用していた問題について、企業名や名簿は外務省の手により作成され、ほぼ一〇〇％残っており、閣議決定による関与も認められるので、政府は企業と連帯して責任を取るべきではないか。

台湾人元日本兵（戦死傷者約三万人）への特別立法による一人二〇〇万円支給の件や、在韓被爆者への四〇億円支出の件、等々具体的数字を上げての説明があり、戦後補償の内外格差についても指摘された。一九

五二年から九一年まで、日本人の戦争犠牲者三〇〇万人に対して、援護十三法、被爆二法により支払われた額約三十三兆円、それに対し、外国人犠牲者二十万人に支払った額は、一兆円にすぎない。この事からも被害の面が強調され加害責任がなおざりなされてきたことが分かる。

援護十三法には、国籍条項があるのに、被爆二法にはなぜないのかについての興味深い話もあった。援護法は、国家補償を対象とする社会援護局が管轄するのに対し、原爆被害者を国家補償から外し、援護局の外におきたかったが故に公衆衛生局（当時）の管轄としたからである。公衆衛生局は難病や伝染病対策関係の部局だったため国籍条項にはなじみがなかったであろう、と予想される。国籍条項のない援護関連法の整備が求められる。

現在検討中と伝えられる「政府と民間による第三セクター方式」なるもので、根本的解決になるとは思えない。「謝罪・賠償基本法」という壮大な立法を開陳され、その制定への道は困難であろうとも、必要且つ真の解決のための必須条件であると思っ



（柳沢静子）

# 日本の戦後責任とアジア

## 戦後補償と歴史認識をめぐる

田中 宏さん講演会要旨

井上 由美

去る七月九日、大名町カトリック教会において田中宏さん（一橋大教授）に講演をしていただきました。田中さんは在日外国人の人権を守る運動に永く携わってこられた方で、戦後五十年近く放置されてきたアジアの戦争被害者と、私たち日本人の歴史認識についてお話しいただきました。以下は講演の要旨です。

### 「戦後補償」における「内」と「外」

日本の敗戦後、GHQは軍人恩給を廃止する措置をとった。恩給法は一九二三年に制定されたが、「この制度こそは、世襲軍人階級の永続を計る手段であり、いかに軍国主義を支えてきたか、戦争の責任者たる軍国主義者が特権的な扱いを受ける制度は廃止されなければならない。」との考えからである。「戦争」にことよせて、特別に手厚く保護するのは間違いだである、その考えが日本の軍国主義を肥大させたという観点があった。

しかし、日本が独立して主権を回復した後、戦争犠牲者の援護立法が多数作られていく。

一九五二年四月二十八日、この日は戦後史の中で非常に重要な日であるといえる。そしてまた、旧植民地出身者にとっても運命の日でもある。

この日、サンフランシスコ講和条約が発効し、日本政府は旧植民地出身者に「日本国籍」の喪失を一方的に宣言し、「外国人」ということで彼らはことごとく排除され、同じ日に外国人登録法も制定された。「戦傷病者戦没者遺族等援護法」は、同年四月三十日から施行され、他の援護立法も作られていったが、すべてに国籍条項がからんでいた。つまり、絶対に旧植民地出身者にはお金が行き渡らないよう注意深く法律を作っているのである。

不思議なことにこの理不尽さは日本ではあまり問題にされてこなかった。野党からも声は上がらなかった。

援護立法を見てみると、戦没者の妻に対して、父母に対して、遺族（子供・兄弟）に対して、それぞれの給付金に関する法律を細かく制定している。援護法は要するに、戦争に協力した人、そして、外地にいた人（在外資産の喪失を考慮してのことだが）に対してより厚遇しているのである。



確かに戦後、旧日本軍そのものではなく、現政府は、当時の階級そのままに恩給を支給しているのだから。

一九七七年度は、日本の対外賠償が完了した年である。各国への賠償額は総計約一兆円であるが、これは日本が請求を放棄した、旧植民地などで失った在外資産評価額約三八〇〇億円を加味した額である。

ちなみに、同じ一九七七年度までに、日本国内の戦争犠牲者援護費に費やされた額は七兆円、一九九一年度までの累計では約三三兆円にもなる。日本国内においては援護法の対象として、戦時中の動員法令、閣議決定を取り出して補償をし（女子挺身隊員、満州開拓青年義勇隊員など）、きめ細かく法律を作っているのに、旧植民地出身者には全く配慮がない。

日本軍と一口に言うが、実際には日・朝・台の混成部隊であり、四五万人の朝鮮・台湾の軍人・軍属がいた（そのうち五万人が戦死している）。また、朝鮮・中国からの強制連行も東条内閣において閣議決定されている。しかし、彼らは全く補償のカヤの外におかれている。誰もそのことについて痛痒を感じてこなかったのだろうか？

韓国に例を取ってみると一九六五年の日韓協定に基づいて、一〇八〇億円（三億米

ドル)の無償資金供与がなされている。しかし、述べてきたように、補償は国内の日本人に対しては個人給付の原則で個人に行き渡り、対外支払は社会還元(製鉄所をつくる、といったような)の形となり、これでは被害者個人に行き渡るの極めて稀である。つまり、「内」と「外」とで金額もお金の使われかたも歴然と違ふ。

政府間で決着がついたから終わりなのか?日韓協定においても国家が持っている外交保護権を放棄しただけで、被害者個人の請求権まで放棄したわけではないのであり、個人が請求権を行使することは矛盾しないのである。

### 国際法違反・戦争犯罪における「二重基準」

国際法に対しても、日本は「内」と「外」との使い分けをしているといえる。サンフランシスコ条約第一一条で、「日本国は戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、その刑を執行する」とあり、恩給法には「死刑・無期または三年を超える刑に処せられたとき」には受給権が消滅する、と定めてある。しかし、戦犯として刑死した者の遺族についても、その後「扶助料」が支給されるようになる。東条英機の遺族も受給しているわけで、彼は国際的には死刑、国内的には無実といえよう。こういったことが「侵略戦争ではなかった」という論調に結び付いていく。

日本は一九三二年に強制労働禁止条約、一九二五年に醜業婦禁止条約に加入してい

るが、国際法違反に対する処罰義務の国内措置も取られていない。

### 歪む歴史認識

援護法制定や軍人恩給復活は、社会保障における無差別平等原則(同じような障害がある人には同様の保障を行う)に反するといえるが、一九六〇年代の高度経済成長期に急速に様々な援護立法が作られていった。同時期に、全国戦没者追悼式、戦没者叙勲が行われるようになり、ひいては中曽根首相の靖国神社公式参拝にまで至る。この一連の動きの中、歴史認識が大きく歪んでいったのではなからうか。

そこには、戦争犠牲になったのは日本人だけという認識、その向こうのアジアでの犠牲は視野からすっぽりと抜け落ちている。一九八五年の中曽根首相の公式参拝は非常にシンボリックな出来事だった。

同年五月、当時西ドイツのヴァイツェッカー大統領は有名な演説をしている。「過去に目を閉ざすものは、結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危機に陥りやすいのです。」

彼は、ユダヤ人をはじめとする他民族、ソ連・ポーランドでの死者にも言及している。かつての同盟国、同じ敗戦国でありながら中曽根首相とは実に対照的である。中曽根首相はヴァイツェッカー大統領が言った「過去に目を閉ざす者」そのものではないだろうか?

アメリカは、貿易摩擦など必ずしも日米

間が良好でなかった時期、戦時中強制収容所に入れられた日系人に対してブッシュ大統領の名で謝罪文と二万ドルの小切手を補償として送っている(米議会特別委報告に基づく)。補償のため、日本大使館にホットラインを設け、当時収容所にいた日本在住者への呼び掛けも行っていた。

旧ソ連でも、一九九一年来日したゴルバチョフ大統領は、ハバロフスクの日本人墓地に献花した後、シベリア抑留者の名簿を持参してきた。日本においては、韓国から求められても強制連行者の名簿も十分に提示しなかったのではなからうか?

一九八二年の教科書問題にはじまって、何度も繰り返される「侵略戦争否定」「南京大虐殺否定」の閣僚の発言は、どれほどアジア諸国の心情を逆撫でして来たか、と思われる。アジアとの重い過去を直視することなしに真の理解はない。日本社会の中で歴史認識をきちんとしなかつたこと、その歴史感覚のおかしさ、鈍感さこそが、戦後補償問題で問われている。戦後補償とは、お金よりも歴史認識の問題なのである。



チマ・チヨゴリの子どもたちへの  
暴力と民族差別に抗議する

小河義伸

「北朝鮮」の「核疑惑」のフレイムアッ  
プを背景に、在日朝鮮人社会への警察権力  
の介入や、心ない一般市民からの暴力・嫌  
がらせが五・六月に頻発した。こうした事  
態は、日本社会がかつて朝鮮半島の人々に  
対して行った帝国主義支配の歴史を誠意を  
もって悔い改めず、未だに彼らと共に生き  
る社会作りを拒否していることや、彼らに  
対する差別暴力がいかに陰湿であるかとい  
うことを露呈している。特にチマ・チヨゴ  
リを来た朝鮮人学校の女生徒たちへの暴力  
は、差別される人たちの中でも、特に弱い  
存在に対する卑劣な行為である。

このような出来事に深い悲しみと痛みを  
覚える福岡市民が、「私たちはチマ・チヨ  
ゴリの子どもたちへの暴力と民族差別に抗  
議します」というスローガンのもと、去る  
七月一〇日(日)午後三時から緊急市民デ  
モが行われ、「関釜裁判を支援する会」も  
他の一〇団体と共に参加した。今年の夏は  
異常に暑く、この日も三五度を越える暑さ

だったが、一八〇名を越える市民が参加し  
て天神の繁華街で「正義と平和を求める福  
岡市民の皆さま、それぞれの場ですべての  
差別暴力に対して、共に抗議の声を上げて  
いきましよう」と訴えて歩いた。

この日配られたチラシは、日本が戦争責  
任や戦後責任を拒むことが人間性を踏みこ



写真提供：パトローネの会

じる暴力を生み出し、また日本政府が取り  
続けてきた民族差別政策が警察権力や一般  
市民の差別暴力を助長してきていることを  
嘆き、日本社会が多くの民族が共に生活す  
る多民族社会として、在日外国人に対する  
差別暴力をなくし、すべての外国人と、愛  
と尊厳と正義に基づく共に生きる社会を建  
設することを訴えてた。

なお、このデモで、支援する会は、「ア  
ジア交流センター案」白紙撤回と元慰安婦  
への個人補償を求めるピラを市民に配布し  
た。

暑い中デモに参加して下さいった皆さん、  
ありがとうございます。

カンパ  
をお願いします!!

いつも年会費やカンパをお  
寄せいただきありがとうございます。  
皆さんからのカンパが運動を支え  
ていっています。またお知れ合いの  
方にも入会をすすめて下さい。年会  
費3,000円です。どうかよろしくお願  
い致します。

# 河 順女さんの本人尋問

第7回 口頭弁論  
11月28日(月)  
午後1時30分より

いよいよ本人尋問が始まりました。  
河順女さんは19歳から(1937年頃)上海の「陸軍従軍慰安所」で強制的に働かされてきました。

## 多数の傍聴を

お願いいたします。

なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。早めにお越しください。

## 山口地裁下関支部

下関市上田中町8-2-2

0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線(または東駅を通るバス)山之口下車

自動車の場合は棕野(むくの)トンネル付近で尋ねること

福岡の人は車で一緒に行きましょう。

集合場所:九州キリスト教会館

集合時間:午前10時30分

## 「関釜裁判を支援する会」活動日誌(6)

1994年

- 7月1日 臨時定例会(田中宏さん講演会に向けて)
- 7月9日 謝罪賠償基本法についての検討会  
田中宏さん講演会(200人参加)  
田中宏さん交流会
- 7月10日 チマ・チョゴリの子供たちへの暴力と民族差別を許さない緊急市民デモ(170人参加)に参加し、「アジア交流センター案」白紙撤回と元慰安婦への個人補償を求めるピラをまく
- 7月18日 関釜裁判を支援する会など韓国・在日・フィリピン慰安婦関係等団体、連名で元慰安婦への謝罪と個人補償を求める要望書を村山首相に送付
- 7月19日 第15回定例会
- 7月30日 渡辺四郎参議院議員(社会党中執)に個人補償の実現に向けての働きかけを要請
- 8月2日 三重野栄子参議院議員(社会党)に要請(秘書を通して)
- 8月4日 河野官房長官談話一周年にあたり、関釜裁判を支援する会など韓国・在日・フィリピン慰安婦関係等46団体、元慰安婦への謝罪と個人補償を求める共同声明を発表
- 8月9日 松本龍代議士(社会党)に要請(秘書を通じて)

- 8月17日 淵上貞雄参議院議員(社会党)に要請(秘書を通じて)
- 8月17日 原告李順徳さん、弁護士との打ち合わせに来福(~19日)
- 8月19日 李順徳さんと支援する会、見舞金構想に抗議する共同記者会見(市婦人会館)
- 8月23日 第16回定例会
- 8月26日 高木健一弁護士来福、半官半民の第3セクター方式による賠償基金案についての説明を受ける。
- 9月4日 村山首相への緊急抗議集会(警固公園)とデモ(天神)、李順徳・金文淑・李金珠さんと共に80人参加。抗議文を村山首相に送る。
- 9月5日 第6回口頭弁論、李順徳さんの本人尋問、傍聴50人  
国が準備書面(四)を提出
- 9月10日 会報編集会議
- 9月17日 村山首相に抗議する集会デモ(東京)、共同声明に名前を連ねる
- 9月20日 第17回定例会

## 明太(マナイ)がっぶやく 6

☆ はじめにハングルを習ったのが6年前。私の韓国語は、いままで、とても上達しない……(ヤ)

◎ 今年は、Aクラスで我慢しよう。(FDH)

★ 「教えてくれなかった」は、もう卒業しよう。(TAKU)

○ 皆さん、お疲れ様でした。(竜)

■ だんだん、いそいそと、か、見えるようになってきた。今、必要なのは、国家の加害責任の明示だ(さ)